

令和5年9月11日

公立大学法人長野大学  
理事長 平井 利博 殿

「地域と大学を考える会」共同代表

京谷 栄二

長島 伸一

村山 隆

私たちに送られてきた7月14日付けの貴殿からの回答書では、残念ながら私たちの質問や要望に正面から答えていただけませんでした。したがって以下に再度質問と要望を行います。回答は9月末日までに各代表宛にお送りいただきたくお願いします。

#### 1. 「不明朗なお金の流れ」について

私たちは元職員の個人の責任を追及してはおりません、「不明朗なお金の流れ」について事態の真相の説明を求めています。問題をすり替えないでください。すり替えによって元職員の非行を前面に出し個人の名誉を棄損しているのは7月14日付け平井理事長の回答書です。

回答書には退職した元職員が「民事上の賠償責任を果たした」とあります。このことについて以下を質問します。

- ① 元職員が法人に損害を与えた額はいくらで元職員が賠償した額はいくらですか。
- ② 当該案件の起こった期間を対象とする監査報告（令和2年6月8日）においてこのことについて何も記載がないのはなぜですか。
- ③ 法人に損害を与えた元職員を管理する立場にあった者はどのように責任を取られたのか説明してください。
- ④ 「私学時代の流れに関するもの」と記されていますが、この事案は公立化後の白井前理事長と平井現理事長および中村前学長の執行部体制の下で起こったことであります。

「私学時代の流れに関するもの」という主張の意味と根拠を説明してください。

#### 2. 教員に対する懲戒処分について

①回答書には「この案件は、令和3年3月4日付第三者委員会の判断を含め、長期にわたる賞罰審査委員会の慎重な審議を経ております」とあります。このことについて私たちは上田市情報公開条例にもとづいて以下の文書の開示を要求します。

第一に、第三者委員会の調査報告書と委員構成

第二に、上記第三者委員会の設置を決定した令和2年9月30日開催の理事会におけるその設置と決定に関する議事録

第三に、賞罰審査委員会が当該の懲戒処分を決定した委員会の議事録および委員構成

②「当然、当事者に十分な弁明の機会が与えられていましたので、当法人として、不当な対応はしておりません」とあります。しかし賞罰審査委員会における口頭による弁明に際して、当該教員に対して「所持品を検査するので、携行しているものをすべて机の上に出せ」と指示がなされ、それを拒否すると一方的に弁明の機会が奪われました。このような行為が懲戒処分に関わる聞き取りにおいて適切でしょうか、人権侵害ではないでしょうか。理事長のお考えをお聞かせください。

③教員に対する懲戒処分に関連して、複数の教員に対する減給処分が労働基準法第91条に定められた減給額の範囲を越える違法な措置であり、その後訂正と撤回がなされたことが信濃毎日新聞で報道されました。このことについて、第一に、法令に違反する措置の被害を受けた教員に対して説明と謝罪は行われたのか、第二に、法令順守を謳って運営されている貴法人にてなぜこのような基本的な法律の違反が生じたのか、第三に、この法令違反に関わる決定を行い実行した者に対してどのような措置が取られたのかをお聞かせください。

### 3. 学長選考における候補者受け付け締め切り後の投票権者の拡大について

①回答書には「昨年の学長選考も法理、本学規程に基づき行われ、手続き上の瑕疵はございません」とあります。私たちも学長選考が、現行の学内規程において学長選考会議の所掌事項であることは承知していますが、しかし当該の変更が社会通念・市民の常識から大きくかけ離れていることを問題視しています。スポーツの場合で言えば、サッカーの試合が開始されてから突然にオフサイドのルールが変更されるというようなことはあり得ません。理事長は当該措置が社会通念に即しているとお考えなのかどうかお聞かせください。

②上田市情報公開条例に基づいて、当該の変更が決定された昨年10月上旬に開催された学長選考会議の議事録およびメンバー構成の開示を要求します。

以上の質問と要望に対する回答を9月30日までに各共同代表の住所宛に郵送してください。

なお、6月11日に開催された市民集会の決議にもとづく要望書には送付後の賛同者も含めて201名の市民が連名で提出することに同意して下さいました。私たちはこの多くの市民の方々に理事長の回答を説明する責任があります。是非誠意ある回答をしていただきたく重ね重ねお願い申し上げます。

京谷栄二

長島伸一

村山隆